

## ウェブサポート 2-3 家事審判・労働審判

審判は一般に「準司法的手続によって法令を適用する」作用を指す。ここでは、紛争解決の場面で重要な家事審判と労働審判を取り上げる。

### (1) 家事審判

家事審判は、家事事件手続法に基づいて家庭裁判所が行う審判である。家事事件手続法は、2011（平成23）年にそれまでの家事審判法に代わって制定された（施行は2013年）。

家事審判の対象になる事項は、「別表第1事件」と「別表第2事件」に分かれる（家事事件手続法39条および別表を参照。家事審判法の時代は、前者は「甲類審判事件」、後者は「乙類審判事件」と呼ばれていた）。「別表第1事件」は紛争性が低く当事者の対立が想定されない事件であり、子の氏の変更許可、養子縁組の許可、後見人の選任、相続放棄、遺言書の検認などが例として挙げられる。それに対して、「別表第2事件」は当事者間に争いのある事件で、婚姻費用分担、財産分与、親権者の指定や変更、遺産分割などが含まれる。

この2種類のうち、紛争性の高い別表第2事件の場合はまず調停を行い、当事者の自主的な解決を図ることになる（調停前置主義という。家事事件手続法257条1項）。もし調停が成立しなければ、審判手続に移行し、審判によって判断が下される。

審判は、裁判官である家事審判官が担当し、参与員の意見を聞きながら、あるいは単独で行うことができる（家事事件手続法40条1項）。

新受件数をみると、2024（令和6）年は別表第1事件が約100万件、別表第2事件は約2万件である（【表2-3-1】参照。なお、別表第2事件は調停が不成立に終わったものに限定されているという点に注意）。

【表2-3-1】家事審判事件の新受件数（2002年以降）[司法統計年報より]

	別表第1事件	別表第2事件		別表第1事件	別表第2事件
2002	479,781	10,738	2014	710,561	20,046
2003	515,426	12,096	2015	764,361	19,728
2004	520,568	13,086	2016	816,216	19,497
2005	536,004	12,830	2017	844,667	19,215
2006	559,317	13,464	2018	863,915	19,085
2007	569,132	14,294	2019	888,613	19,185
2008	581,593	15,352	2020	906,455	20,375
2009	603,999	17,317	2021	944,396	23,016
2010	614,823	18,514	2022	954,573	21,509
2011	617,022	19,736	2023	986,154	21,426
2012	650,527	22,154	2024	1,020,157	22,072
2013	714,196	20,031			

【表 2-3-1】からわかるように、どちらの種類の事件もこの 20 年の間に増加している。別表第 1 事件で多いのは相続放棄と成年後見の事件（「事件」といっても、実際には単なる手続）である。一方、現在では少なくなっているのは養子縁組の許可である。1955（昭和 30）年の時点では約 2 万 8000 件だったが、2020（令和 2）年以降は 1000 件に満たない。

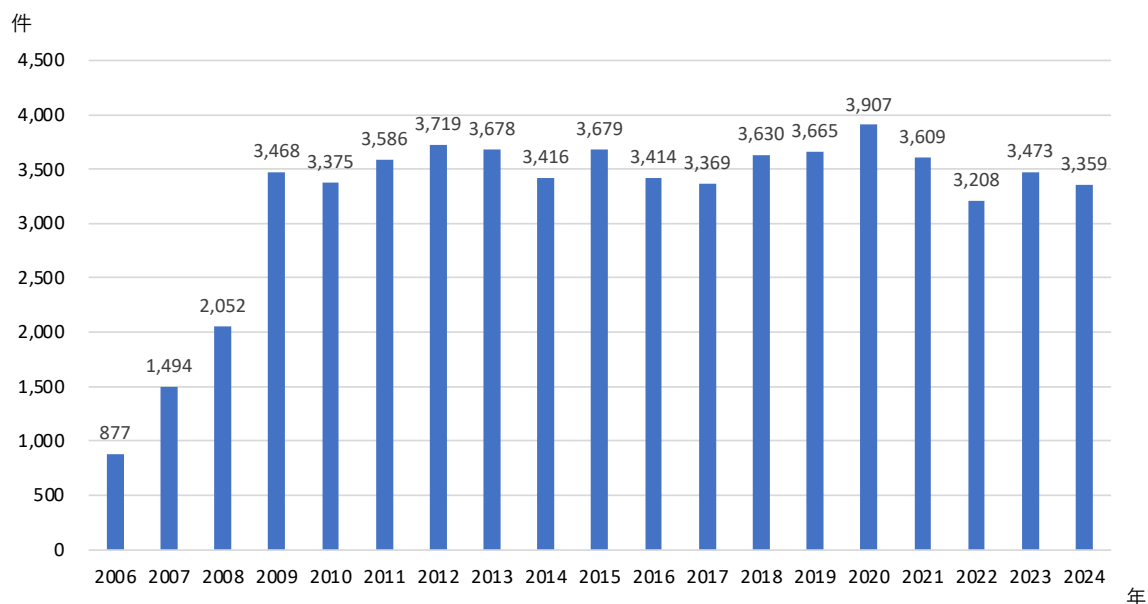
別表第 2 事件で多いのは「子の監護者の指定その他の処分」であり、別表第 2 事件の総数の半数近くを占めている。これに婚姻費用分担と遺産分割の事件を加えると、ほぼ 8 割に達する。

## (2) 労働審判

労働審判は、司法制度改革（本書 18 頁）の一環として、2006（平成 18）年 4 月から開始された制度である。個々の労働者と使用者（事業主）の間に生じた労働関係のトラブル（解雇、配転・出向、給料の未払いなど）を迅速かつ適正に解決することを目的としている。

労働審判は地方裁判所が管轄する（基本的には本庁のみ）。裁判官である労働審判官 1 名と労働関係の専門的な知識・経験を有する労働審判員 2 名によって「労働審判委員会」が構成され、原則として 3 回以内の期日で審理を終結させる。話し合いで解決する見込みがあれば調停が試みられ、調停が成立するケースも多い（後述）。もし審判に不服があれば異議申立てを行うことができ、その場合は訴訟手続に移行する。また、3 回では終結が困難な場合や労働審判手続による解決に適さない場合は、労働審判委員会は労働審判を終了させることができる（これを「24 条終了」という。労働審判法 24 条を参照）。

【図 2-3-2】労働審判の新受件数の経年変化 [司法統計年報より]



労働審判の新受件数は、【図 2-3-2】に示したとおり年間 3500 件前後である。約 7 割の事件で調停が成立し、審判がなされるのは 14～19%ほどである（24 条終了は 4～6%）。審判に対して異議が申し立てられる割合は次第に減少してきており、2023（令和 5）年は 45.6%となっている。

法社会学の観点を含む労働審判の研究として、菅野和夫＝仁田道夫＝佐藤岩夫＝水町勇一郎編著『労働審判制度の利用者調査——実証分析と提言』（有斐閣，2013 年）がある。そこで実施された「労働審判制度利用者調査」の結果を要約した文献として、佐藤岩夫「東京大学社会科学研究所『労働審判制度利用者調査』の結果から」（中央調査報 653 号，2012 年）を挙げておく（<https://www.crs.or.jp/backno/No653/6531.htm>）。また、第 2 回の利用者調査が 2018 年に実施されており、調査結果の概要は東京大学社会科学研究所のウェブサイト内（[https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/survey/roudou/pdf/report\\_200730\\_digest.pdf](https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/survey/roudou/pdf/report_200730_digest.pdf)）で閲覧することができる。